

情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会（第22回） 議事概要

1 日 時

平成22年12月21日（火） 18時30分～19時20分

2 場 所

総務省 8階 第4特別会議室

3 議 題

- (1) 放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件の諮問について
- (2) 放送中止事故の事例と対策例について
- (3) 放送設備安全・信頼性検討作業班の設置について
- (4) 今後の検討スケジュール（案）について
- (5) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

- 【構成員】伊東主査（東京理科大学）、甲藤（早稲田大学）、門脇（情報通信研究機構）、関口（電波産業会）、高窪（明治大学）、野田（日本ケーブルラボ）
- 【総務省】稲田（大臣官房審議官）、影井（情報流通行政局放送政策課）
- 【事務局】田中、木村（情報流通行政局放送技術課）、坂中（情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室）

5 配付資料

- 資料22-1 諮問書
- 資料22-2 放送中止事故の事例と対策例について
- 資料22-3 放送設備安全信頼性検討作業班1及び2の設置について（案）
- 資料22-4 今後の検討スケジュール（案）
- 参考資料1 通信・放送の総合的な法体系の在り方（平成21年8月26日情報通信審議会答申）抜粋
- 参考資料2 放送法等の一部を改正する法律の概要
- 参考資料3 新放送法における技術基準適合維持義務の関連条文と適用関係
- 参考資料4 電気通信事業法等における規定

6 議事概要

議事次第に沿って、以下の審議を行った。

(1) 放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件の諮問について

放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件の諮問について、事務局より資料22-1に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

- 放送法の改正に伴い定める技術基準のうち、標準方式も技術的な内容であるから、本委員会で審議する範囲ではないのか。(伊東主査)

→ 標準方式は、これまで本委員会等で審議いただいていたものであり、電波法に基づく各放送の適正な品質に関する基準に当たるが、今般の法改正に伴い、根拠となる法令が電波法から放送法へ移行されるのみであり、内容に関する変更はないため、今回の諮問の対象外。(事務局)

(2) 放送中止事故の事例と対策例について

これまでに発生している放送中止事故の事例と想定される対策例について、事務局より資料22-2に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答があった。

- 今回の検討範囲は、ハードウェアに関するものだけなのか。例えば、昨今のデジタル放送の進展に伴い、放送中止事故の原因には、ソフトウェアの不具合や、パラメータの設定ミスなどの人為的な要因によるものもあると考えられるが、それらについては検討範囲に含まれないのか。(伊東主査)

→ 新放送法においては、「設備」を対象とした規定を設けることとされているが、例えば、監視・故障検出等によりソフトウェアの不具合や人為的な要因による設備故障につながるものが検出できる場合があれば、技術的条件として議論いただきたい。(事務局)

- 電気通信事業用の設備を用いて放送サービスを行う一般放送において、例えば通信衛星を用いる放送を行う場合、通信衛星自体の信頼性の確保については、従来通り電気通信事業法の規定を満たせばよいのか、それとも今回の新放送法で新たな規定が課されるのか。(門脇専門委員)

→ 電気通信事業者の持つ電気通信設備に対して、放送法による技術基準が直接的に課せられることは無く、技術基準適合維持義務は登録一般放送事業者に課せられる。登録一般放送事業者が利用する電気通信事業者の通信衛星などの電気通信設備については、登録一般放送事業者を通して技術基準適合維持義務がかかる構造となる。(事務局)

→ 現行の電気通信役務利用放送法は、ソフト事業者に対して、技術基準に適合す

るハード事業者の電気通信設備を用いて放送を行うことを求めており、これと同様の構造ということか。（伊東主査）

→ 然り。電気通信事業法の技術基準は、放送事業者に電気通信設備を提供する観点から課されており、放送ネットワークの一部に電気通信設備を用いる場合、その一部分にのみ電気通信設備の技術基準適合維持義務が課される。新放送法においては、ソフト事業者が一元的に技術基準適合維持義務を負うが、放送ネットワークの全体を登録に係わる電気通信設備と位置づけ、その中に電気通信事業者の提供を受ける設備がある場合にも、それを含めて権原に基づき技術基準適合維持義務の担保を求めるもの。（総務省）

○ どのようなイメージで技術的条件をまとめていくのかについて、参考となるものはあるか。（伊東主査）

→ NHK、民放連により電気通信事業法等に基づいた自主的なガイドラインが作成されており、本検討においても参考になると考えられる。本ガイドラインには、例えば、建物への立ち入りの防止、設備の設置場所における環境条件、故障検出・通知・切替、予備電源等の事項が記載されている。（事務局）

○ 技術的条件の対象設備の範囲についても検討事項となるのか。（伊東主査）

→ 然り。どの設備について安全・信頼性確保のための対策をするのか、経済合理性や放送の安定的な提供等の観点から検討いただきたい。（事務局）

○ 無線の放送局は規模等のイメージを持ちやすいが、ケーブルテレビについてはどのように考えているのか。（伊東主査）

→ ケーブルテレビは小規模なものから大規模なものまでであるが、現在501端子以上が許可施設、それ未満が届出施設となっており、端子数が許可のひとつの目安となっている。新放送法においても、設備の規模に応じた整理が必要と考えられ、この点についても議論いただきたい。（事務局）

(3) 放送設備安全信頼性検討作業班1及び2の設置について

放送設備安全信頼性検討作業班1及び2の設置について、事務局より資料22-3に基づき説明が行われた。

○ 従来より、放送事業者からは自主的に放送中止事故の報告がなされていたが、新放送法においては放送中止事故報告の義務化がなされた。放送は公共性を有する重

要なメディアとして位置づけられており、本技術的条件は、法的に安全・信頼性を確保させるための第一歩を踏み出すものであり、作業班ではしっかりと検討をお願いしたい。（伊東主査）

（４）今後の検討スケジュール（案）について

今後の検討スケジュール（案）について、事務局より資料２２－４に基づき説明が行われた。

- 作業班１と２で用語の違いが見られるが、放送法等の改正に伴い無線・有線を一体的に検討していくという主旨からも、両作業班の間で統一が取れる用語等は可能な限り共通のものとして欲しい。（伊東主査）

（５）その他

最後に、事務局より次回の委員会は１月２８日に開催予定であるが、開催場所等詳細については別途案内する旨の連絡があった。

以上